

告 1 4 2 - 5
(告 1 4 2 - 2 の反訳)

野村：もう 1 回聞きますけどね。チセヌプリでね。今の現状とね、提案の内容が違
うことに対してね、あなた方はね、ちゃんと指摘すべきじゃないですか。全
然違うでしょう。

山内：それは前回の、町長と話したときに話した通り、こちらはそれを義務付けて
ませんでした。必ずリフトでやらなきゃならないことを・・・

野村：いや僕に聞いているのはね、提案内容と契約の内容を言ってるんじゃないでね。
提案内容が違うんですよ、やってる実際の内容が。

山内：リフトのことですよ。

野村：違うリストだけではない。全部違う。運営の形態がね。運営形態をね、スク
ールを主体として早朝限定のね、CAT スキーってのはありましたけどね。
主体はね、スクールでしたよ。それがね、実際やっているのはね。1 日 13 人限
定の貸し切りだけ、全然違うでしょ。

山内：それも含めてですね、僕ら義務付けしなかったっていう・・・

野村：違う。ね、提案してるんですよ。向こうが。ペーパーに残る形で。あなたが
それをもとに評価したんですよ。

山内：そうです。

野村：それが違うんですよ、やっていることが、今やられてることが。ね、提案した
内容と。それをね、違ふと。「これあなた方が提案したと違ふじゃない
か」と言うのが当たり前じゃないんですか。同じこと聞きますけど。あなた
が答えるというから。

山内：だからそれを義務付けなかったから・・・

野村：そんなことは聞いてない。僕は契約の話をしてない。ね、選定プロセスの話
をしてるんです。選定プロセスでね、選定プロセスで、その提案に対してね、
契約が発生したんですよ。ね、その選定プロセスと違ふことがね、行われて
るのであればね、ね、その契約債務ひっくり返してもねいいぐらいのね、こ
とになりません、そこまでいかないけどね。僕が聞いている、僕が聞いているの
はね、契約のことじゃなくてね。選定プロセスにおける提案と、今の現実が
違ふことに対してね、ね、あなた方はね、何か言うべきじゃないんです

か、ということで聞いてるんですよ。

山内：それを僕らも思います。提案通りでないから、提案通りやってほしいなって気持ちもあるけど、そこで契約の契約書が違うって・・・

野村：契約は後付けなんですよ。契約は、あなたが作ったんですよ。こんなルーズな契約書は。

山内：そうですよ。

野村：特約条項もわざわざ外して。買戻特約もわざわざ外して、あなたが作ったんですよ。

山内：そうですよ。

野村：あなたが。何か裏があるが督促されるのは当たり前でしょう。

山内：（他の職員に向けて）書いといて。

野村：ね。

山内：ないですよ。

野村：当たり前でしょ、ないって言うよ。密室のね、バレやしないんだから、何あろうが。戻りますよ。あなた答えると言ったけどね。さっきと一緒なんですよ、これでね。ね、これでね、この提案したとき、提案というかね、この打ち合わせのときに書いてた内容とね、今がね、本当に同じかどうかをね、チェックする必要性ってないですか。

山内：（沈黙）

野村：ないんですか。結局答えないんだよ。そんなことさえも。

山内：いや、だから、さっき言ったように、提案と一緒にどうかってのが、今ちょっとここではっきり確認できないから、それは今お答え・・・

野村：それは違う。それを確認すべきか否かを僕は聞いてるんですよ。今それはね、あなたが知ってるか何か聞いてないんですよ。

山内：今は確認してません。

野村：そんなことは聞いてません。ね、僕が聞いているのね、確認すべきじゃないんですかってこと聞いてるんですよ。

山内：（無言）

野村：どうですか。そんなこともね、確認すべきそうかもしれませぬね、とさえも言えないんですね。そんなことさえも。

山内：確認してません。

野村：そんなことは聞いてません。ね、道義的に確認すべきじゃないですかねと、こういう契約プロセス。あなたの土地だったら好きに売ればいいよ、人様のものを・・・

山内：してないってことは必要ないかもしれないってことですよ（嘲笑）。俺はそこまで言わないですけども、知らないって言ってんですから。今現在してないって言ってんですから、それは・・・

野村：そんなことは聞いてない

山内：だから、だから、それは必要ないからしてないってことですよ。

野村：そんなことは聞いてないって

山内：必要かどうか聞いてたじゃないですか、いま（嘲笑）

野村：すべきじゃないですか。

山内：必要ないってことです

野村：あなたはね、この契約書契約としてね、その契約書通りにというかね。あの選定プロセスの間にね・・・

山内：（嘲笑）

野村：何？聞こえるように言って。

山内：必要ないということです。

野村：必要ないじゃね、あんたがあるという必要ないというのはね、あなたの土地
だったら好きに売ればいいけどね、人様の物、町のね、共有財産を売るにあ
たってね、どういう条件で売るといふね、詳細な記録が残っててね、契約書
もあってね、その通りね、使われてるいるかどうかをね、チェックする必要
がないということをおっしゃるわけですね。

山内：私個人としては・・・

野村：チェックする必要はない、とわかりました。